

■基本指針における基本的な理念・考え方の変更点

項目	主な変更点
1 基本的な理念	
(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援	
(2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等	○ 難病患者等への支援を明確化し、計画を策定するに当たっては、難病患者や難病相談支援センター等の専門機関の意見を踏まえる。
(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	○ 地域生活支援拠点等の整備・運営に当たっては、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保する必要がある。
(4) 地域共生社会の実現に向けた取組	○ 地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討し、体制整備を進める。
(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援	
(6) 障害福祉人材の確保・定着	○ 職員の処遇改善等による職場環境の整備や障害福祉現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組んでいくことが重要
(7) 障害者の社会参加を支える取組定着	○ 文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すことが重要
	○ 文化行政担当の関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意
	○ 障害者当による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和四年法律第五十号）を踏まえ、デジタル担当や情報通信担当、産業政策担当等の関係部署との連携を図りつつ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進を図る

項目	主な変更点
2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方	
(1) 全国で必要とされる訪問系サービスの保障	
(2) 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障	
(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実	○ 障害者が希望する一人暮らし等を実現するため、これらのサービスと居宅支援法人との連携を推進するとともに、グループホームにおける希望する障害者への一人暮らし等に向けた支援等の充実を図る必要がある。
	○ 入所等から地域生活への移行を進めるに当たっては、重度障害者や、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた精神保健医療福祉体制の基盤整備等一層推進することにより地域移行が図られる精神障害者について必要なサービス量を見込む等、適切に管内の支援に係るニーズの把握に努める必要がある。 ○ 地域生活への移行の支援及び地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターを配置して、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築する等により、その機能の充実を図る
(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進	
(5) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実	○ 管内の支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図る。 ○ 強度行動障害を有する障害者のニーズ把握に当たっては、障害支援区分認定調査の行動関連項目の点数の集計や療育手帳所持者の状況把握に努める等により特に支援を必要とする者を把握することに加え、アンケート調査等を通して課題の把握を行うことが重要である。また、管内の基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等と連携してサービスにつながっていない在宅の者を把握することが重要である。 ○ 高次脳機能障害を有する障害者については、障害支援区分認定調査等に加え、管内の支援拠点機関や医療機関等とも連携して支援ニーズを把握することが重要である。 ○ 難病患者については、多様な症状や障害等その特性に配慮しながら、難病相談支援センター、公共職業安定所、医療機関等の専門機関と連携し、障害福祉サービスの利用も含む支援体制を整備することが重要である。
(6) 依存症対策の推進	

項目	主な変更点
3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	
(1) 相談支援体制の充実・強化	○ 精神障害者及び精神保健に課題を抱える者並びにその家族に対して、子育て、介護、生活困窮等の包括的な支援が確保されるよう、市町村において相談に応じ、必要な支援を実施できる体制を整えることが重要である。また、市町村が体制整備に取り組む際には都道府県による協力や支援が求められるため、都道府県と市町村は日頃から相談支援業務に関して連携することが必要である。
(2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保	
(3) 発達障害者等に対する支援	○ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を構築することが重要である。そのためには、これらの支援プログラム等の実施者を地域で計画的に養成することが重要である。
(4) 協議会の活性化	○ 個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備の取組を着実に進めていくため、令和六年四月から、協議会の構成員に対して守秘義務が課されるとともに、関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務が課されることとなった。
4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	
(1) 地域支援体制の構築	<p>○ 児童発達支援センターについては、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置付け、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、障害児通所支援の体制整備を図ることが重要であり、次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能を踏まえ、市町村においては、点在する地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制を整備することが必要である。</p> <p>(一)幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能  (二)地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能  (三)地域のインクルージョン推進の中核としての機能  (四)地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能</p> <p>○ 地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。</p> <p>○ 地域における支援体制の整備に当たっては、母子保健、子育て支援、教育、当事者等を含む関係機関等が参画するこどもの専門部会を協議会の下に設置し、地域の課題や支援に係る資源の状況等を踏まえながら、関係機関等の有機的な連携の下で進めていくことが重要である。</p>

項目	主な変更点
(1) 地域支援体制の構築	<p>○ 障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行が図られるよう、県と市町村は緊密な連携を図る必要がある。とりわけ、障害児入所支援については、入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、都道府県及び指定都市は支援に携わる市町村、児童相談所、障害児入所施設、相談支援事業所等の関係機関と連携し、移行調整の責任主体として「協議の場」を設けて移行調整を進めていく必要があるほか、管内の移行状況を把握し、移行先として必要な地域資源について中長期的な見通しのもと、障害福祉計画・障害児福祉計画へ反映させていく必要がある。併せて障害児入所施設の今後の施設のあり方に関する方針を把握し、地域資源の中で障害児入所施設としての受け皿が十分であるか「協議の場」等において議論を行う必要がある。</p>
(2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援	
(3) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進	<p>○ 地域共生社会の実現・推進の観点から、年少期からのインクルージョンを推進し、障害の有無に関わらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれのこどもが互いに学び合う経験を持てるようにしていく必要がある。</p> <p>○ 児童発達支援センターは、地域におけるインクルージョン推進の中核機関として、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業、幼稚園、小学校及び特別支援学校等に対し、障害児及び家族の支援に関する専門的支援や助言を行う機能が求められている。</p> <p>○ 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点から、児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用し、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制を構築していくことが必要である。</p>
(4) 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備	
(5) 障害児相談支援の提供体制の確保	<p>○ 児童発達支援センターには、「気付き」の段階を含めた地域の多様な障害児及び家族に対し、発達支援に関する入口としての相談機能を果たすことが求められているところ、その役割を踏まえた相談支援の提供体制の構築を図ることが重要である。</p>